

別記様式 6

平成 20 年度第 1 回（第 3 回） 外務省契約監視委員会
議 事 概 要

開催日及び場所	平成 20 年 7 月 2 日（水） 於：外務省 272 号会議室	
委 員	委 員 長 中里 実 委員長代理 委 員 中谷 和弘、後藤 啓二、三笥 裕、吉田 明子	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	1/5 件	審査対象： 平成 19 年度第 4 四半期
一般競争方式（上記以外）	2/96 件	
指名競争方式	1/15 件	
企画競争に基づく随意契約方式	2/39 件	
公募に基づく随意契約方式	1/7 件	
その他の随意契約方式	3/88 件	
合 計	10/250 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

委 員	外 務 省
<p>1 . 物品・役務等の契約（総括表） （意見なし）</p> <p>2 . 指名停止等の運用状況 （該当なし）</p> <p>3 . 再度入札における一位不働状況 （意見なし）</p> <p>4 . 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （該当なし）</p> <p>5 . 抽出案件の審議 在外公館館員緊急備蓄品 7品目（一般競争入札：政府調達） 備蓄品目は、途上国／先進国の別など配備される在外公館によって異なるのか。また、今回は何公館分の調達か。</p> <p>- 1 新型インフルエンザ感染防護用品の購入（一般競争入札） 防護用品は特殊な製品か。</p> <p>そうであるとすれば、供給可能な業者は限られているのではないか。それが故に応札業者が2社のみとなったと思われるが如何。</p> <p>- 2 北海道洞爺湖サミット・ルスツリゾート敷地外周フェンス設置工事契約（一般競争入札） （意見なし）</p>	<p>品目は、配備先によることなく同一である。今回は96 / 224公館分の調達である。なお、テントなど長期にわたり保管できるもの以外の食糧品等は、2年ごとに更新することとしている。</p> <p>例えばマスクはウィルス侵入防護のため4層構造の特殊な製品であり、厚生労働省が推奨しているもの。</p> <p>ご指摘のとおりと考える。</p>

委 員	外 務 省
<p>G 8 開発大臣会合開催に伴う同時通訳等業務（指名競争入札）</p> <p>通訳者の能力審査はどのように行っているのか。また、結果的に能力的な問題はなかったか。</p> <p>仏後、独語などの主要な言語であっても、いったん英語を介して通訳を行っているが、直接日本語でできないのか。</p> <p>請負業者との関係では守秘義務を課しているが、多くの通訳はフリーランスであり、誰になるか解らない中で、保秘を担保するためどのようなチェックを行っているのか。</p> <p>内部の者を通訳に充てるというわけにはいかないのか。</p> <p>- 1 「外務省IT広報業務の業務・システム最適化にかかる行政情報の電子的提供業務システム」の統合web環境構築・移行及び運用・保守（企画競争） （意見なし）</p> <p>- 2 G 8 サミット公式ホームページ及び動画の企画・制作業務（企画競争） （意見なし）</p>	<p>本件は、先ず公募を行い、応募のあった4社を指名して入札を行ったものであるが、当該4社からは通訳者の過去の実績として具体的な会合名を明記させるなど能力判定に資する資料を提出させている。結果的に問題は認められなかった。</p> <p>主語／述語の関係など文法上の構造的理由から、英語を介する方が発言者の表現をより正確に訳すことが出来ると考える。</p> <p>応札業者からは、公募の段階で既に通訳者を特定した上で応募させることとしており、契約締結後に請負業者の裁量により通訳者の人選が行われるわけではない。</p> <p>また、通訳者は請負業者との間で守秘義務に係る契約を結んでいると理解している。</p> <p>日本語との通訳であれば可能ではあるが、その場合でも、長時間に及ぶ会議の同時通訳となると、相当数が必要となり、困難である。</p>

委 員	外 務 省
<p>北海道洞爺湖サミットにおける電気通信基盤設備（北海道内における土木、基礎、線路、中継区間工事）の構築（公募）</p> <p>契約金額を途中で増額している理由如何。</p> <p>当該インフラは、契約期間終了後はどうなるのか。</p> <p>- 1 「在外LAN構築公館機器入替」業務委嘱（随意契約）</p> <p>システム関連情報を開示できないとする理由で随意契約を行っているが、決定的な理由は何か。また、当初のシステム構築時は入札であろうが、それ以降の年度は随意契約とせざるを得ない理由は何か。</p> <p>- 2 パーレーン外相一行接遇（宿舎等契約）（随意契約）</p> <p>一般的に、被招聘国側から宿泊を希望するホテルを指定してくるのは珍しいことなのか。</p>	<p>当初、洞爺湖畔のホテルを各国代表団宿舎として想定していたが、これ以外の地域にも宿舎の範囲を拡大したこと等に伴い、変更契約を行ったものである。</p> <p>本件は、あくまでサービスの提供契約であり、インフラ資産に係る所有権の移動を伴う性格のものではないが、契約は撤去費用を含めたものとなっており、撤去することが前提である。</p> <p>システムに係るセキュリティ関連情報を広く開示できないことが理由である。</p> <p>インターフェースをオープン環境にして技術情報を不特定の者に開示することができないとの理由から、入替作業自体に関しては随意契約が適切であると考え。但し、システム更新時には、競争性・透明性の高い調達を行うべきと認識。</p> <p>全体的な傾向としては、被招聘者側によるホテルの指定は、必ずしも例外的ではない。在京大使館からの距離などの利便性や、セキュリティなどを理由に指定されることがある。</p>

委 員	外 務 省
<p>本件接遇における夕食会では、ハラール食を提供可能なこととの条件が示されているが、供給できる者は限られているのではないかと推測される。</p> <p>- 3 「日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式典」に伴う航空機借り上げ契約（随意契約：不落随契）</p> <p>チャーターする機体（MD90型）は約120席であり、一人あたり料金が10万円を超えることとなるが、相場観のある価格と考えるか。</p>	<p>一般に、ハラール食を提供可能なところといえは、たしかに大手ホテルなどに限られるのではないかと推測される。ただし、そもそも肉を使わない食事を供する場合は、その限りでなく、競争が可能である。</p> <p>硫黄島の空港は、航空機の離発着に必要な電源供給設備等がなく、落札者は一週間前から現地入りするなど様々な運航準備を行う必要があることから、価格は妥当と考える。</p>